

平成24年9月佐川町議会定例会会議録 [第4号]

開 議 平成24年9月14日 午前9時2分宣告 (第8日)

招 集 場 所 佐川町議会議場

議 員 の 定 数 14名である。

議 員 の 現 在 数 14名である。

出 席 議 員

1 番	森	正彦	8 番	松本	正人
2 番	片岡	勝一	9 番	永田	耕朗
3 番	松浦	隆起	10 番	西村	清勇
4 番	岡村	統正	11 番	今橋	壽子
5 番	坂本	貞雄	12 番	嶋崎	正彦
6 番	中村	卓司	13 番	徳弘	初男
7 番	氏原	義幸	14 番	藤原	健祐

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	榎並谷哲夫	病院事務局長	笹岡 忠幸
副 町 長	西森 勝仁	教 育 次 長	岩本 敏彦
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	下川 芳樹
会 計 管 理 者	西森 恵子	産業建設課長	渡辺 公平
総 務 課 長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税 務 課 長	河添 博明	農業委員会事務局長	氏原 謙
町 民 課 長	横山 覚	滞納整理課長	岡本 直美

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 田村 泰富

本日の議事日程は別紙のとおりである。

平成24年9月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成24年 9月 7日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長挨拶並びに行政報告
- 日程第5 陳情について
- 日程第6 報告第9号 平成23年度財政健全化判断比率の報告について
- 日程第7 報告第10号 平成23年度資金不足比率の報告について
- 日程第8 報告第11号 債権の放棄について
- 日程第9 報告第12号 債権の放棄について
- 日程第10 報告第13号 債権の放棄について
- 日程第11 同意案第1号 佐川町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 同意案第2号 佐川町教育委員会委員の任命について
- 日程第13 同意案第3号 佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 認定第1号 平成23年度佐川町一般会計の決算の認定について

- 日程第 15 認定第 2 号 平成 23 年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について
- 日程第 16 認定第 3 号 平成 23 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 17 認定第 4 号 平成 23 年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について
- 日程第 18 認定第 5 号 平成 23 年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 19 認定第 6 号 平成 23 年度佐川町特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 20 認定第 7 号 平成 23 年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について
- 日程第 21 認定第 8 号 平成 23 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について
- 日程第 22 認定第 9 号 平成 23 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 23 認定第 10 号 平成 23 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 24 議案第 45 号 平成 24 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 25 議案第 46 号 平成 24 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 26 議案第 47 号 平成 24 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 27 議案第 48 号 平成 24 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 28 議案第 49 号 平成 24 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 29 議案第 5 0 号 佐川町防災会議条例の一部改正について

日程第 30 議案第 5 1 号 佐川町災害対策本部条例の一部改正について

日程第 31 議案第 5 2 号 工事請負契約の締結について

平成24年9月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成24年 9月 10日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（永田耕朗君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、14人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、認定第1号、平成23年度佐川町一般会計の決算の認定について、質疑を行います。

3番（松浦隆起君）

おはようございます。この決算書の具体的な中身の質問ではありませんが、この決算の認定をこの議会に付するに当たっては、監査委員の意見書をつけること、それからもう1点、その会計年度の主要な施策の成果を説明する書類をつけることというのが、地方自治法第233条の第5項にうたわれております。

意見書はつけられておまして、それから同じく、これに定められております法令で定められた書類というのは、この中に、資産であるとか、ありますが、この主要な成果ですね、予算をどういうふうに、主要な事業をどういう形でどれだけを充てて、どういう成果があったかということは、この認定に当たってはつけられておりません。これは、監査意見書の中でも書かれておりましたが、法令、条例等を遵守すること、まず、そこが遵守されていないのではないかというふうに思ひまして、これは、ぜひつけるべきというか、法令で定められておりますので、その御認識を、1点だけお聞きをしたいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。先ほどの松浦議員の御指摘が、地方自治法の233条第5項、ちょっと読み上げますと「普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない」とあります、確かに。

それで、その政令で定める書類につきましては、地方自治法施行令のほうで、政令で定める書類は「歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書」とこういうに規定があります。

これでいきますと、政令で定める書類、先ほどの3つにつきまし

ては、この決算書のほうに添付されておりますので、従来からこういう形で提出をさしていただいているんですけど、その前段の「主要な施策の成果を説明する書類」これについては、確かに、従来からですね、今回に限らず従来から、提出されていなかったということです。

で、これは大変申しわけないこと、これは義務規定になってますんで、提出しなければならないという義務規定になってますんで、大変申しわけないことだったと思いますけど、今議会はちょっと、当然もう間に合わないんですけど、来年度以降のですね、決算を付する議会の際にはですね、この主要な施策の成果に関する書類を提出するようにいたしたいと思っております。

ただ、これについてはですね、どうも見る限りは、様式的なものは定めがありませんので、総務課の財政のほうで、ちょっと様式を検討いたしまして、また、それから成果というのは、必ずしも量だけではなくて質的な成果とか量的な成果、数字だけであらわせるものではない成果もあろうかと思っております。そのこと、さまざま検討して、それから各課からまた主要な施策について提出をしてもうて、それをまとめてということになろうかと思っておりますんで、そういう形で、来年度以降はやっていきたいと思っております。

なお、ただ、ここに私の持っている六法では、行政実例に主要施策の成果の報告は監査委員の決算審査の対象とはならないということになってますんで、この本議会に提出ということで、来年以降はそういう形で行いたいと思っておりますんで、御承知いただきたいと思っております。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

6 番（中村卓司君）

昨日の勉強会の中でですね、いろいろな勉強をさせていただきましたので、細かいことは十分に承知をした、というふうに思っておりますが。ただ、全体的な流れの中で、不用額というものがですね、全部で合計で3億1千万ですかね、出てるようでございます。

その不用に関しては、必要以内の想定内の不用額っていうのもあろうかと思っておりますけれども、その全体的に、今回の不用額についての意見と、もう一つは細かいことなんですけど、ファブリダムの設計委託料っていうのが出てるんですけど、これは、調査の段階で、

現在のその状況の委託だと思えますけれども。将来へ向けてはですね、ファブリダムっていうのは、次につくり直すのは、いかなもんかというふうに思っています。その辺の意見が、執行部のほうからあればですね、聞かしていただきたいと思えますので、その2点について、よろしく願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。ファブリダムにつきましては、決算書のほうで説明いたしましたように、この決算の備考のところには、久万田堰設計委託料 1,420 万というふうになっておりますが、これは久万田堰のみならず、久万田堰の設計の委託とあと清鏡、それと由留岐、室原、姉が瀬、4カ所の調査委託をしております。

久万田堰につきましては、同年度、昨年度に長寿命化工事が終わっております。あとのものは、長寿命化工事へ結びつけていくための調査委託をしております。町内に9カ所ございますが、そのうちで、国の事業のストックマネジメント事業、いわゆる長寿命化の事業ですが、それに乗っていくためには、堰の受益面積が10ヘクタール以上必要でございます。

ところがその9カ所全てが10ヘクタールの受益面積を抱えておるものではございません。一つは、そういった長寿命化の事業へもっていくもの、また、10ヘクタール未満のものは、別の事業を何とか導入して対応をしていきたいということで、順次、調査委託のほうをして、長寿命化、あるいは別の事業の導入ということを計画的にしていきたいと考えております。

これは、おなじものをつくるとなれば、例えば、清鏡のものは、あれが一番延長長いファブリダムでございますが、3億円ぐらいをかかるようでございます。おなじものをつくるとなれば、それ以上かかるように聞いてます。そのため、施設の維持、長寿命化を図っていくということが、喫緊の課題であります。

随分、これも昭和50年、51年の大災害後に、県のほうでつくっていただいたものでありまして、初めて導入されたもので、かっちり耐用年数とかが把握できないものを設置されたようでございます。そのため、施工後30年以上になりまして、だんだんだんだん、あちこちあちこちが傷んできておる。そこを補強して長寿命化を図っていこうと。これからも、順次補助事業等を導入して実施していきたいと考えてございます。

総務課長（岡林護君）

私からは、不用額の件でお尋ねがありましたので、そのことについてお答え申し上げたいと思います。

ただ、総務課、財政の担当としては、全体的な事柄で、ちょっと個別の事業云々の話ではなくということでお答えしたいと思いますが、先ほど御指摘があったように、23年度不用額はですね、総計3億1千万余りが生じております。

その中で特に多いのが、委託料が、現予算に対しての比率として24%程度、それから工事請負費が26%程度、いう形の不用額が生じておるということです。特に、こういう委託料、工事請負費が多いということについてはですね、いろいろな要素が考えられると、原因が考えられると思うんですが、一つは、例えば、当初予定していた事業をやめるとか中止したとか、もしくは事業を縮小したとかですね、実際、事業をやってみると、それほど、当初考えていたほどお金がかからなかったとかいうこともあろうかと思えます。

それからまた、入札減というのもありますので、そういうこと。それから、そういうものの要因プラスですね、やっぱり当初予算の段階での査定といいますか、十分に査定をしたつもりなんですけど、まだ査定が甘かった部分があったかもわかりません。

そうしたさまざまな要因でですね、不用が生じているのではないかと。ただ、今後は、極力、こういう不用額を生じないようにですね、取り組みをしていかなくちやならないと思ってます。

6番（中村卓司君）

ものすごく厳しい内容で、不用額が出ないようにするというのも難しい話かも知れませんが、本来なら、これぐらいの予算であれば、不用金額というのは、1億前後ぐらいってというのが通例といいますか、よその予算も見てみますと、ようございませぬ。私の調べた範囲では。したがって、努力をしていただいて、適正な金額の予算で、不用金額が出ないようにという努力をお願いをしたいと思えます。

それと、もう1点は、ファブリダムの関係ですけど、決算についての質問としては、少し的はずれるかも知れませんが、調査の関係でやってる、ということですが、最初にですね、私たちの先輩が、そのダムを入れたときには、最もいい河川のダムということで実施をしたと思いますが、その時代からいきますと、かなり工法も変わ

っているし、ほかの方法もあるようです。

また、将来ですね、このダムをですね、やりかえるについて、耐用年数の関係、将来の子、孫、佐川のですね、将来を担う将来の町民に対して、負担のかからないような方法もあるかも知りませんので、もう少しですね、研究を重ねていただいて、自然に優しい、そして経費も安く、将来の子どもたちに負担のかからないような方法もですね、研究をしてほしいというふうに思っておりますので、その点もあわせてよろしくお願ひしたいと思ひます。

このことについてお答えがいただければ、ありがたいと思ひます。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。今、問題になっておりますファブリダム、本当に維持管理がこれから非常に難しくなるというか、非常に故障が多くなるようなことではございます。だから、30もう数年たっておりますので、もう既に、この前の波介川の新聞報道によりますと、大体、メーカー側の寿命は、30年、あるいは40年というような表示がございましたので、だから、そういった意味では、もう寿命がきつつあるということですが、実はこれにつきまして、これは、県が災害復旧のときに、全部、施設したというふうに、私はそういうに理解しておりますけども。

そのときの状況から考えますと、30数年前は、まだ経済がどんどん右肩上がり、そして、河川の管理も従来の管理方法から変えていくというような形の中で、可動堰というのが、やっぱり重要視されたというふうに思っております。

その中で、一応取扱いも、あるいは、将来の維持管理も設置した当時は、非常に画期的なものじゃなかったかなあというに、私は理解しておりますけども。そのときにやっぱり、30年、40年後のことをきちっとやっぱり考えて、設置すべきであったかなあというに、今、反省をするわけではございますけども、まあ結果論です。

将来、これを、今、課長のほうから、長寿命化ということで説明申し上げました。これはもう、今はそれを、なるべく国の補助を受けながら、できるだけ町民に負担かからないような形で、必要な堰でございまして、どうしても、やっぱり守っていかなければなりませんけども。

それを、今、中村議員が御指摘のあった、将来どうするかということになりますと、これはもうきちっと河川管理の面からも、ある

いは、将来、だんだんとその人口も減っていく中で、どういうに、これをやっていったら、これはもう真剣に考えなければならないと思いますけども、当面は、もう長寿命化で乗り切るしかないかなあというな感じでございます。

御意見は、私はもう、ごもつともだと思えます。かつての堰というのは、ほんとに固定堰で、ずいぶんと維持管理はほとんど要らないというな状況がありましたけども。そういうなことをまた、もう一度原点に帰るかどうかですね、これからまた、時間かかりますけども、そういうことは認識に置いて、今後取り扱っていかなければならないんじゃないかというに、私は思っております。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

7番（氏原義幸君）

ため池工事の工事費が1千なんぼで、確か、これは川原田のため池工事と思いますが、最近、言われていますのは、ため池の、地震のときに、ため池が決壊したら、大変となるということで、問題視されていますが、このため池の下にもハウスといえ、直にないけど、ハウスなどもたくさんありますが、ある程度の耐震をみたことの改修工事ですか。それを。

産業建設課長（渡辺公平君）

これは、御質問のとおり、構造改善事業で、圃場整備をする際、川原田に設置したものでございまして、確か、300立米ぐらいの小さなダムであったと思えます。

これは、施工時から10年ぐらいたってから、下のほうから水漏れがしておるとかということがございまして、それを全部水抜きまして調査をして、ようやく、随分前から要望があったようでございますが、23年度に、ようやく対応したものでございまして、以前、県のほうから、ため池に関する防災マップとかいうものがあって、その中で、危険性のあるところ、でかいところは、自主防災等に、その資料を配付させていただいたものですが、これに関しては、そういうような危険性はないようでございまして、今回の事業においても、対応万全を尽くしておるつもりでございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

1番（森正彦君）

基金の運用について、お伺いします。現在、佐川町の基金は、41億4,000万強ありますが、これは安全な方法で運用しなければならないわけでございます。

運用の内容とですね、金融機関の経営内容が、金融機関のディスクロージャー誌で公開されております。そのあたりを吟味して運用しているのか、運用の内容と、その金融機関のディスクロージャー誌を吟味して運用しているのか、それと、運用の利率はどのくらいかをお伺いいたします。

会計管理者（西森恵子君）

森議員の御質問にお答えいたします。現在、定期により、この基金を運用しておりますが、ほとんど1年の定期にしております。そして、社会福祉基金と土地開発基金について、一部、5年の基金がございますが、これ以外は、ほとんど1年で運用しております。

そして、その自己資本比率を、その銀行、農協等の自己資本比率を見まして、6%、自己資本比率が6%を切ると、危険ということで、一応、その銀行等の利率を見ておまして、現在のところ、どの銀行、信用金庫、農協、それぞれ10%以上を超えておりますので、安全であると思っております。

利率につきましては、それぞれ、違いますけれども、安心・安全ということで、一番利率のいいところへ預けるようにしておりますが、利率につきましては、それぞれ違いますけれども、現在のところ、いいところで0.4、それから0.38で運用しております。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

一般会計の決算の採決は、起立によって行います。

認定第1号、平成23年度佐川町一般会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数。

したがって、認定第1号は認定されました。

日程第2、認定第2号、平成23年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第2号、平成23年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第2号は認定されました。

日程第3、認定第3号、平成23年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第3号、平成23年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第3号は認定されました。

日程第4、認定第4号、平成23年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第4号、平成23年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第4号は認定されました。

日程第5、認定第5号、平成23年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番（松本正人君）

勉強会的时候はですね、私の趣旨をあんまり受け取っていただけずにですね、どういいますか、思ったようなお答えをいただけてなかったんですが。この農業集落排水事業は、基本は、各戸にですね、浄化槽、浄化をできる設備をして、そしてその使用料を払っていただいて、運営をするというものでございます。

当初からですね、赤字になりこそすれ、黒字にはならないだろうということで、これが始まる時も、私は何回か、この質問をしたことがあると記憶しております。毎年、このようなことを私、聞いてるようにも思いますが、それぞれの年度で、やっぱり確認をしていきたいというふうに思っておりますが。この事業が、現在どのような状況にきてるのか、ということ、概要を説明していただきたいと思っております。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。この事業、もともとは環境美化ですね、農村地域の環境、自然環境、河川環境、それと生活環境改善の目的を持って、西組で実施されております。

そのさらに以前の経過からいいますと、圃場整備をやる際に、水稻部会、地域の住民で組織する圃場整備の推進の中で、水稻部会とか、園芸部会、さらには環境部会というのが、地域住民が自主的に

つくられまして、それから究極は、この事業の導入になったものがあります。

加入率につきましても、23年度現在、177世帯、エリアにございますが、140世帯入っております。80.8%。県下全域の平均では、60.2%と。それから住民数は505名おりますが、423名、83.8%の加入率でございます。県下全体の平均では67.3%と。それと、農業集落排水事業使用料は、ずっと100%完納ということになってございます。

この点を言えば、加入率もまだ100%には、まだまだでございますが、平均以上の加入率になっておるところでございます。また、使用料についても、地域の組合活動の中で、100%完納を続けておるということで、先ほど言いました目的なんかが順次達成しておるということは間違いない事実でございます、これをやることによって、一定の成果は上がっておると確信してございます。

ただ、斗賀野の圃場整備をやるエリア内には、構想としてはまだまだ、この西組だけでなく、他の地区にも集落排水事業の構想はございました。ところが、当時、実施前には、私もその担当課にりましたが、将来的に、ほかのところを続けていくというのは、ちょっと保留して、まず、西組地区をモデル的にやっていって、それから判断すべきではなかろうかということもございました。

おっしゃるとおり、全体的に言えば、繰り出しが非常に多ございますが、ただ、これは、建設費に関する公債費、起債を借り入れまして、長期間かけてその起債を償還しておるものでございまして、これは、建設に関する経費の債務負担に関しましても、この利用料で賄うていくというものではございません。公共のほうで対応せないかんし、起債の元利償還のときには、50%近くが地方交付税で賄うていくということは、この起債償還については、役場のほうでみていかないかん。

そのため、公債費、歳出のほうをみましても、2,400万余りのうちで、公債費が1,770万余りございます。それで、繰入金のほうが1,860万余りございます。そういう観点で、この事業を考えていただかなければならないわけですが、50%近く以外の公債費の償還につきましても、一般会計でみないきません。そういう観点から申しましたら、これ長期間、永遠に、これを継続していかないきませんので、町財政への、長期的に与える影響というのは、全くないとは

言い切れるものではございません。

8 番（松本正人君）

町財政へのですね、影響が、長期的にないとは言い切れないと、こういうことでしたけれども。それを、わかるためにですね、要するに、減価償却であるとか、それから償還の分とかですね、そういったものを抜きにして、いわゆる純粋なよね、利益、損益、こういったものを出していただきたいということを勉強会の際に言ったつもりなんです。今のようなお答えで、そういう答えにならなかったもので、再度聞きたいところでございます。

それとですね、当初、そのような財政的問題だけではなくてよね、いわゆる技術的な問題、その処理をした後の排水の問題とかいうことがあって、それを推進されていた方の田んぼへ、わざわざ流すというようなことをされていたわけですが、その後の、そういったような、環境面での状況なんかについても、御存じであれば、お答えいただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

これは、当初、用水として確保できる処理をしていこうということで、この処理水出たところに、この西組クリーンセンター内ですが、鯉を飼っておりますね。それから、その田んぼの水へ使うていくということで、これ現在もやられております。

それからもう一つ、起債の件ですが。ちょっと資料ありましたけど、調べてみますのでちょっと待ってください。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 35 分

再開 午前 9 時 42 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁願います。

産業建設課長（渡辺公平君）

この繰入金、繰出金については、一般会計のほうからは、起債、建物の建設の際の借入金の償還が 42 年までございます。その半分近くは、一般会計で負担してございます。残りは交付税でございま

すが。この償還全部終わりましたら、あとは繰り入れることなく、使用料等でやっていかないかんものであります。

それと、先ほども言いましたように、この施設としての成果は十分、西組地区では目的に沿ってあると思いますが、これを斗賀野の圃場整備やっておる時分には、他の地区についても、これを設置する構想がございました。まず、モデル的にやってということでスタートしましたが、やはり額の大きい、少ないはあるんですが、長期的に町の負担をせないかん債務が発生しますので、これを次から次へ続けていくのでは、大変負担が、町の負担が大きくなります。

そのため、他の地区には、効果としては、地元の効果としてはいいものであります。この集合処理施設は設置してなく、合併浄化槽で対応することとしておりました。

また、町内に予定しておりました公共下水道でございますも、これも、同じような理由で、本年度をもって廃止ということで、現在、国と協議を重ねておるところでございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第5号、平成23年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第5号は認定されました。

日程第6、認定第6号、平成23年度佐川町特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第6号、平成23年度佐川町特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第6号は認定されました。

日程第7、認定第7号、平成23年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第7号、平成23年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第7号は認定されました。

日程第8、認定第8号、平成23年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第 8 号、平成 23 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、認定第 8 号は認定されました。

日程第 9、認定第 9 号、平成 23 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第 9 号、平成 23 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第 9 号は認定されました。

日程第 10、認定第 10 号、平成 23 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

1 番 (森正彦君)

病院事業の決算を見ますと、23 年度 4,629 万 3,000 円の純益が出ています。その内容を見てもみますとですね、デイケアセンター、デイサービスセンターの利益が大半を占めているわけでございます。

しかしですね、その介護の現場からは、労働条件について不満の声が出ておるわけでございます。利益を重視する余り、現場職員の待遇に問題があるのではないかと、いうそのことについて、改善についての見解をお聞きしたいと思っております。

病院事業副管理者兼事務局長 (笹岡忠幸君)

お答えをいたします。介護職場につきましては、高北病院の現場に限らず、ほかの職場でも、こういった声をお聞きすることが多くはございます。

お話の件につきましては、現場のほうからも、いろいろな形で声を

伺っております。今後、他の介護現場の状況などもよく詳査をいたす中で、現場の声を反映できるような形の対策を、いろいろ講じていく、そういった検討をしていきたいと思っております。

なお、いろんな面で勉強さしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

6番（中村卓司君）

少し、関連でございますが、決算黒字ということで頑張っておるということは、大変結構なことだと思います。

近年ですね、全適ということで、経営内容を経営者の的にですね、かわって何年かたちましたけれども、その点でですね、変わった、よくなったというような内容はございますか。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

すいません、もう一度お伺いしたいんですが、すいません、ちょっと。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前9時51分

再開 午前9時52分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁願います。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えいたします。22年度から全適ということになりましたですね、非常にうまくいくといたしますか、よくなった点は、いろんな面で、決定事項が、事業管理者の院長先生に与えられましたので、人事の面、給与関係の処遇の関係等、随分とタイムリーな対応ができるようになったと思っております。

それと、余分の、ほかの重要案件につきましては、当然ながら、町長のほうへも御報告し、御意見もお伺いして対応しておるわけでございますけれども、その他の面につきましては、ほんとにスピーディな対応ができるということで、効果は上がっているというふうに思

っております。

6 番（中村卓司君）

ありがとうございます。なおですね、その給与関係とか、人事関係とかいうことで、具体的に、こう現場と話し合いがなされているのか、その例があったら、具体的な話を聞かせていただきたいと思いますが、どうでしょうね。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

今、調理、調理の関係では、管理栄養士が、職員の育休、産休、育休の関係がありまして、きのうからおやすみになりました。これにつきましてははですね、臨機応変な対応をする中で、人を、後任者を補充することができまして、非常にこれもよかったかなあというふうに思っております。

それと、いろいろな面で、人事関係につきましては、お医者さんの対応につきましては、これ、ほんとに微妙な問題も含まれる中で、なかなか慎重な対応が要求されるわけですがけれども、その点、医師である事業管理者の院長のほうと事務局のほうで、連携をしながらタイムリーな対応もできておりますし、諸般の問題も、ほんとに二人で、二人といいますか、事務局と事業管理者の中で、密接連携の中で、うまくいっておるというに思っています。

6 番（中村卓司君）

そこですね、堀見先生が、もういくらかに、何か月かになりますけども、かわせみにおいでで、連携を取られていると思うんですが、その辺の関係は、うまいこと、うまいこというたら言葉が悪いですけど、いってるかどうか、それを聞かせていただきたいと思いません。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えいたします。堀見先生には、先般、佐川町の健康アドバイザーに御就任をいただいたところでございます。病院のほうでもですね、一定の診療をですね、先生に、ぜひお願いしたいということで、御相談に上がった経過もございます。

ところが、先生の、御案内のように高名な方でございますので、大変、御多忙でございます。現在、何とかやりくりして、高北病院のほうにも協力したいというお気持ちをいただいておりますけれども、なかなかそれがうまくいかないといいますか、ほんとに多忙ということで、うまく実現をまだできてないわけでございますけれども

も。

先般お話をいただいておりますのは、かわせみのほうへ毎週顔出しいただくわけでございますので、その際には、高北病院のほうへ、患者さんの御紹介などもいただけるということも聞いておりますし、また、最近では「特に、私じゃないといけないというような御相談も受けるようなこともある」というに聞いてまして、そういう場合には、高北病院へ行って、私も、何らかの形でお手伝いさしていただくということで、今、診療行為、病院を使つての診療などが、お手伝いできないかどうかというところで、御相談を受けておるところでございます。

そういったところで、何とか先生のほうとも、病院のために汗を流していただけるという気持ちをいただいておりますので、これからも、そういった取り組みを続けていきたいと思っております。

議長（永田耕朗君）

ただいま、病院会計の決算の認定について、質疑を行っております。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第 10 号、平成 23 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を願います。

賛成全員。

したがって、認定第 10 号は認定されました。

15 分間休憩します。

休憩 午前 9 時 57 分

再開 午前 10 時 18 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 11、議案第 45 号、平成 24 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 45 号、平成 24 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 46 号、平成 24 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 46 号、平成 24 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 47 号、平成 24 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第 47 号、平成 24 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 48 号、平成 24 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決を行います、

議案第 48 号、平成 24 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 49 号、平成 24 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 49 号、平成 24 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 50 号、佐川町防災会議条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 50 号、佐川町防災会議条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 51 号、佐川町災害対策本部条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 51 号、佐川町災害対策本部条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 52 号、工事請負契約の締結について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 52 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、常任委員会審査報告について、を議題とします。

産業厚生常任委員長の報告を願います。

産業厚生常任委員長（岡村統正君）

(以下、「産業厚生常任委員会審査報告書」朗読)

以上、決定いたしましたので、報告をいたします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情について、委員長の報告とおりに決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号5、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第20、所管事務調査報告について、を議題とします。

総務文教常任委員会の所管事務調査報告について、を願います。

総務文教常任委員長（藤原健祐君）

それでは、報告させていただきます。

（以下、「調査報告書」朗読）

以上です。次に写真を載せておりますのでごらんいただきたいと思っております。

以上で、報告を終わります。

議長（永田耕朗君）

以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会の所管事務調査について、報告を願います。

産業厚生常任委員長（岡村統正君）

（以下、「調査報告書」朗読）

最後のページに写真が載っておりますので、ごらんください。

以上です。

議長（永田耕朗君）

以上で、産業厚生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第21、発議第8号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

4番（岡村統正君）

（以下、発議第8号「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）」1ページ目朗読）
案文を朗読させていただきます。

（以下、発議第8号「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）」2ページ目朗読）

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第 8 号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 22、発議第 9 号、鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書（案）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

4 番（岡村統正君）

（以下、発議第 9 号「鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書（案）」 1 ページ目朗読）

案文を朗読させていただきます。

（以下、発議第 9 号「鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書（案）」 2 ページ目朗読）

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第9号、鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書（案）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議員派遣について、を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第24、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（榎並谷哲夫君）

閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

本議会は、先週の金曜日から本日まで8日間の長い丁場でした。議員の皆さんには、それぞれ出席をいただきまして、無事に議会が終わることができました。まず、厚く御礼申し上げます。

当9月議会で、私たちが御提案申し上げた、あるいは報告させていただいた案件は、数々ございました。その中で、報告議案といたしましては、財政健全化に関する報告、そうしたものを報告をさし

ていただきましたが、大変厳しい財政運営を行っておる中でございますけれども、一応、指数的に、指標的には健全であるということをお認めをいただきました。

また、いわゆる負担の公平、そういった観点から、報告の中でさしていただきました私債権の放棄につきまして、これは、私たち執行部としては、精いっぱい努力をしておりますけれども、結果、諸般の事情で、一部債権の放棄をせざるを得ないという報告もさしていただきました。

そして、9月議会では、平成23年度の決算報告につきまして、報告をさせていただいたわけでございます。その中で、松浦議員からも指摘がございました。一部、報告等につきまして、不手際がありました。このことについては、きちっと、次回からはそれに反しないような報告をさしていただく、いうふうに考えていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、こうした中で、認定をしていただきましたが、反省すべきは反省に立ち、前の方向に向けて努力をしてまいります。

また、議案につきましては、平成24年度の一部の補正予算、特別会計を含めて提案をさせていただきましたが、いずれも原案どおり認定をいただきまして、感謝を申し上げたいと思っております。

また、同意案につきましては、教育委員の2名の方の同意をいただきました。この2名につきましては、またこの4年間頑張っていたきたいというふうに思っております。また、同意案の中で、固定資産税評価委員の任命につきましても同意をいただきまして、これから活躍していただきたいなあというふうに考えておるわけでございます。また、その他条例につきましても、原案どおり可決をいただきまして大変ありがたく思っております。

この議会を通じまして、大変、いろいろな形で、議員の皆さんには御指摘をいただきました。特に、霧生関の運動公園の開設につきましては、事務上、私の、大変不手際もございまして、これはほんとに反省に立ちながら、きちっとこの問題については、責任を持って、解決に向かって努力をしていかなければならないというふうに感じておりまして、大変、議員の皆様、そして町民の皆さんにも、非常に不快感を与えたことにつきましては、心から深くおわびを申し上げたいというふうに思っております。

そして、そのほかにも、さまざまなことを御指摘をいただきましたが、私たち執行部は、別に手を抜いてやっておるわけではございませんけども、その中でも手抜かりもございます。また、折に触れて議員の皆さんには、町民の声を代表してということで、ぜひ、いろいろな御意見も、また御提案も賜ったら、大変幸いに思うわけでございます。

そうした中、ことしは大変天候が不順な中で推移をいたしておりまして、また、台風の 16 号も南方のほうを走っておりまして、大変心配になるわけでございますけども、これから地球が、こうした非常に不安定な状況になる中で、先ほども、地球温暖化防止の意見書も拝見さしていただきましたけども、まさにこれから、私たち一人一人が、この問題に、ほんとに真摯に取り組んでいく、そういう思いをさせられた中でございます。

この議会の中でも、御案内のように、24 年度に太陽光の補助をさせていただきました。これは、いろいろ意見もいただいておりますけども、意外に、町民の方にも関心をもっていただいたかなあということで、さらに、来年度に向けては、もう少し中身を検討しながら、本当に、町民の方々に理解をしていただけるような施策が、出したらええなあというに思っておるわけでございます。

また、けさの新聞でしたか、高知県の企業局が、土佐町に小水力の発電を取り組むというニュースが流れておりましたけども、当議会でも、当町でもメガソーラー、太陽光、そうした議論もいただいております。これから、私たちが、この問題について、何が取り組めるか、そして町民の方々に、何が協力いただけるか、そういうこともきちっと対応しながら、この問題については真剣に取り組んでまいりたいというに考えております。

そして、中村議員からも、ファブリダムの問題が出ました。私は、これから、これは常日ごろから大変頭が痛い問題でございますけども、このことにつきましても、これは、私たちの周囲では、農業を守っていかなければならない。どうしても堰というのは、これはもう歴史上、ずっと長い間、この地域の営農を培ってきたものでございますから、これからも長い間がいます。そうしたことも踏まえて、大変財政が厳しい中でございますけども、将来に向けて禍根の残さないような対応もしてまいらなければならないというに思っております。

また、松本議員からも、いわゆる農業集落のこの問題も、いろいろ議論をいただきました。このことにつきましても、これから、かつての時代と今との時代との差を、そして将来、これから町民ができるだけ負担がなしに、環境をよくしていくか、どういう方法があるか、ということも慎重に踏まえながら進めていかなければならないと、そういうふう感じたわけでございます。

大変、長い9月議会でございますけれども、ほんとにいろいろ議論をいただいて、これは、いかんものはいかんで真摯に受けとめて、それを前に向けてのエネルギーにさしていただきたいというに考えておりますので、議員の皆様にも、今後とも、どうぞよろしく御指導、御支援を賜りたいというに思っております。

いよいよ実りの秋になりまして、若干天候も心配でございますけれども、これから冬に向けて、動物、生きたものについては、冬に向けての食糧の貯蓄ということになりまして、これから大事な時期を迎えるわけでございます。議員の皆さんにも、そういったことで、地域に帰りまして、いろいろお話の中で、前向きな活動をぜひお願いを申し上げまして、大変挨拶が、あちこち飛びましたけれども、閉会に当たりましての御挨拶にさしていただきます。ほんとにありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

本日の会議は、これをもちまして終わります。

平成24年9月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時58分

平成24年9月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成24年 9月 11日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

平成24年9月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成24年 9月 14日 午前9時開議

- 日程第1 認定第1号 平成23年度佐川町一般会計の決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 平成23年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 平成23年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 平成23年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 平成23年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 平成23年度佐川町特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 平成23年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について
- 日程第8 認定第8号 平成23年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について
- 日程第9 認定第9号 平成23年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について
- 日程第10 認定第10号 平成23年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について
- 日程第11 議案第45号 平成24年度佐川町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第46号 平成24年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第 13 議案第 47 号 平成 24 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第 1 号) について
- 日程第 14 議案第 48 号 平成 24 年度佐川町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) につ
いて
- 日程第 15 議案第 49 号 平成 24 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 16 議案第 50 号 佐川町防災会議条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 51 号 佐川町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 52 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 19 常任委員会審査報告について
産業厚生常任委員会
- 日程第 20 発議第 8 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の
構築を求める意見書 (案)
- 日程第 21 発議第 9 号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書 (案)
- 日程第 22 議員派遣について
- 日程第 23 委員会の閉会中の継続審査及び調査について